

2020年2月20日

自由民主党 参議院議員
石田 昌宏 様

公益社団法人日本助産師会
会長 島田 真理恵



要 望 書

助産所での訪問看護ステーション併設にあたっては、訪問看護ステーションに係る設置基準について緩和をお願いしたい。

具体的には以下のような緩和をお願いしたい。

1. 助産所が訪問看護ステーションを開設する場合は、助産所の入り口と訪問看護ステーションの入り口を同じとしてよい。
2. 助産所に訪問看護ステーションを併設する場合の事務所は、専有のものを設置する必要はない。ただし、訪問看護ステーションの運営管理を行う専用のPCや電話の設置など事務機器については整備し、従来業務との機能および会計・経理は分離する。

昨今の出生数減少にともない、助産所で分娩する妊婦も減少の一途をたどっています。一方、低出生体重児や継続的な医療ケアが必要な児の出生は増加しており、それら児が、地域で家族と生活を始めるにあたっての産後ケア事業の利用も増加しています。

また、継続的な医療ケアが必要な児とその家族は、その後、地域の訪問看護ステーションを利用し、療育に必要な支援を受けようとするますが、訪問看護ステーションは、成人あるいは老年期の患者の対応に当たることを専門としている場合が多いため、受け入れてくれる訪問看護ステーションはそれほど多くなく、助産所での継続支援を求める場合も多いと聞いています。

さらに訪問看護ステーションの設置は、助産所存続の一助となるとも考えられます。

このような状況の中、助産所に訪問看護ステーションを併設しようとする動きがみられていますが、開設にあたっての障壁は、ステーション専有の入り口、専有の事務所を設置することが義務付けられていることです。すなわち、既存の助産所のリフォームや増築など、多額な費用が必要となること、また、助産所に新たな事務所を増築するようなスペースが必要となることです。

助産所が地域の母子の継続支援ができることを実現するためにも、設置基準の緩和について、先生のお力をお借りしたいと存じます。

何卒宜しくお願い申し上げます。

以上